



経済・府政記者クラブ同時資料配付

京都労働局発表
平成27年11月18日(水)
午後2時解禁

担当

労働基準部監督課
課長 岡嶋 静
課長補佐 窪田 吉弘
電話 075(241)3214

《近畿運輸局及び各府県労働局が共同で荷主関係団体へ要請》

貨物自動車運送事業における過労運転防止及び荷役作業による労働災害防止のための協力要請について

近畿運輸局及び京都労働局をはじめとする近畿2府4県各労働局は、平成18年度から貨物自動車運送事業（トラック運送事業）における過労運転防止及び荷役作業による労働災害防止のため、発注条件等への配慮について、貨物運送業務を発注する荷主関係団体に対する協力要請を行ってきました。

また、本年度に発足した「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」においても、学識経験者、荷主、トラック運送事業者及び行政機関（国土交通省・厚生労働省）などの関係者が一体となり、トラック運送事業における取引環境の改善及び長時間労働の抑制を実現するための具体的環境整備を図っているところです。

こうしたことから、近畿運輸局（局長 天谷 直昭）及び京都労働局（局長 井内 雅明）では、貨物運送業務を発注する荷主関係団体（府下16団体）に対して発注条件への配慮について協力要請を行いましたので、お知らせします。



要請のポイント

トラック運転者の過労運転防止のために

- ◇ 発注条件の明示
- ◇ 無理のない到着時間の設定
- ◇ 荷受け、荷卸し時間の設定
- ◇ トラック運送事業者の選定
- ◇ 適切な運賃等の收受（燃料サーチャージ制の導入等）

労働災害の防止のために

- ◇ 安全衛生管理体制の整備
- ◇ 墜落防止対策
- ◇ フォークリフトによる労働災害防止対策